



筑西市災害廃棄物処理計画【概要版】

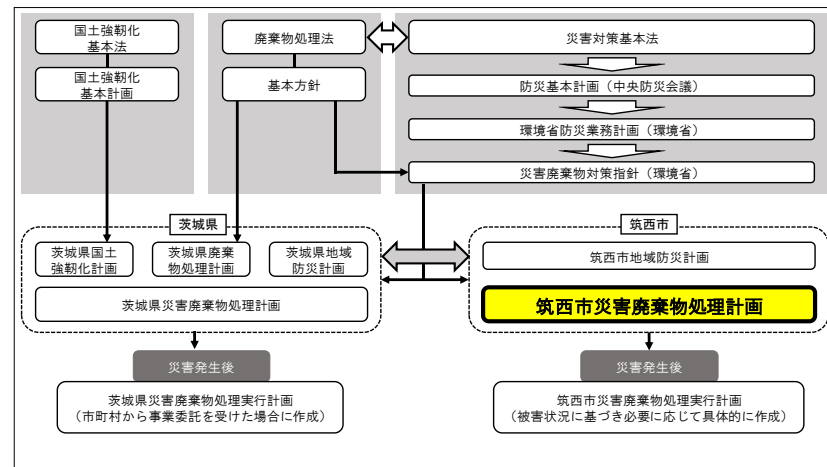
第1章 総則

1. 計画策定の目的

将来、筑西市が大地震や豪雨等の災害に直面した際に、災害により発生した廃棄物の迅速かつ円滑な処理や、速やかな復旧・復興に向けて予測される事態への対応をするため、災害に備えて平常時から取り組んでおくべき事項及び災害廃棄物処理の手順等を明確化した「筑西市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

2. 計画の位置付け

本計画では、環境省災害廃棄物対策指針を踏まえ、茨城県災害廃棄物処理計画、筑西市地域防災計画と整合を図りつつ災害廃棄物処理に関する基本的な考え方、処理方法等を示しています。



3. 本計画で想定する災害

筑西市地域防災計画で対象としている地震及び大規模な水害を対象とします。また、「茨城県地震被害想定調査報告書」に基づき、筑西市に最も被害が大きいと想定される茨城・埼玉県境地震も対象とします。

区分	被害想定	地震の規模	最大避難者数	建物被害棟数(全壊/浸水)
地震	筑西市地域防災計画での想定	M8	—	17,377棟
	茨城・埼玉県境地震	M7.3	4,800人	1,500棟
水害	「鬼怒川・田川放水路・小貝川・大谷川・五行川氾濫」	—	—	27,631棟

4. 対象とする災害廃棄物

対象とする災害廃棄物は、住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物です。

また、通常の生活ごみに加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿は可能な限り平常時と同様に処理を行います。

本計画で対象とする廃棄物の種類	
災害廃棄物	①可燃物、可燃系混合物
	②木くず
	③畳・布団
	④不燃物、不燃系混合物
	⑤コンクリートがら等
	⑥瓦、陶磁器、ガラス等
	⑦金属くず
	⑧廃家電(4品目)
	⑨小型家電、その他家電
	⑩腐敗性廃棄物
⑪有害廃棄物/危険物	
⑫廃自動車	
⑬その他、適正処理が困難な廃棄物	
生活ごみ: 家庭から排出される生活ごみ	
避難所ごみ: 避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等	
し尿: 仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水	

5. 処理期間の設定

災害廃棄物の処理は、早期の復旧・復興に資するよう、可能な限り早期完了を目指します。大規模災害において3年以内の処理完了を目標としますが、災害の規模や災害廃棄物発生量に応じて、適切な処理期間を設定します。

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安	
災害応急対応	初動期	人命救助が優先される時期(体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う)	発災後数日間
	応急対応(前半)	避難所生活が本格化する時期(主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	~3週間程度
	応急対応(後半)	人や物の流れが回復する時期(災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	~3ヶ月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期(一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	~3年程度	

項目	初動対応期	応急対応期(前半)		応急対応期(後半)		復旧・復興期				
	発災時	3日	1週間	2週間	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年目	2年目	3年目
計画内容の確認										
災害廃棄物発生量の推計						見直し				
処理実行計画						見直し				
災害廃棄物処理事業費補助金関連業務									報告、査定	
処理の進捗管理								報告データを作成		
市民仮置場の設置・運営										
一次仮置場の設置・運営				場所の決定、準備						
二次仮置場の設置・運営					場所の決定、契約等の手続き、準備					
環境対策・モニタリング										
仮設トイレの設置	準備、設置									
生活・避難所ごみ、し尿の処理	避難所の設置	避難所のごみとし尿の運搬処理								
災害廃棄物の処理	施設点検									
					必要に応じて補修					

6. 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物は以下に示す基本方針に従い処理します。また、平常時から計画の見直し、協定締結等の対策を進めます。

基本方針	内容
1 衛生的な処理	災害時は、被災者の一時避難、上下水道の断絶等の被害が想定され、その際に多量に発生する生活ごみやし尿については、防疫のために生活衛生の確保を最重要事項として対応します。
2 迅速な対応・処理	生活衛生の確保、地域復興の観点から、災害廃棄物の処理は時々刻々変化する状況に対応できるよう迅速な処理を行います。
3 計画的な対応・処理	災害による一時的に多量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置や有効な処理施設の設置により災害廃棄物を効率的に処理します。災害廃棄物の処理は、災害時の対応のみではなく通常業務への移行についても十分に考慮し計画的に処理を行います。
4 環境に配慮した処理	災害時においても、十分に環境に配慮し、災害廃棄物の処理を行います。特に建築物解体の際のアスベスト飛散防止対策、野焼きの防止、緊急処理施設におけるダイオキシン類対策等に配慮します。
5 リサイクルの推進	災害時に膨大に発生する災害廃棄物を極力、地域の復興等に役立て廃棄物の資源化を行うことは、処理・処分量を軽減することができ、効率的な処理のためにも有効であることから、建築物解体時から徹底した廃棄物の分別を実施し、災害時においてもリサイクルを推進する。
6 安全作業の確保	災害時の清掃業務は、ごみの組成・量の違い、危険物の混入等にもない、通常業務と異なることが想定されるため、作業の安全性の確保を図る。

7. 災害廃棄物処理の流れ

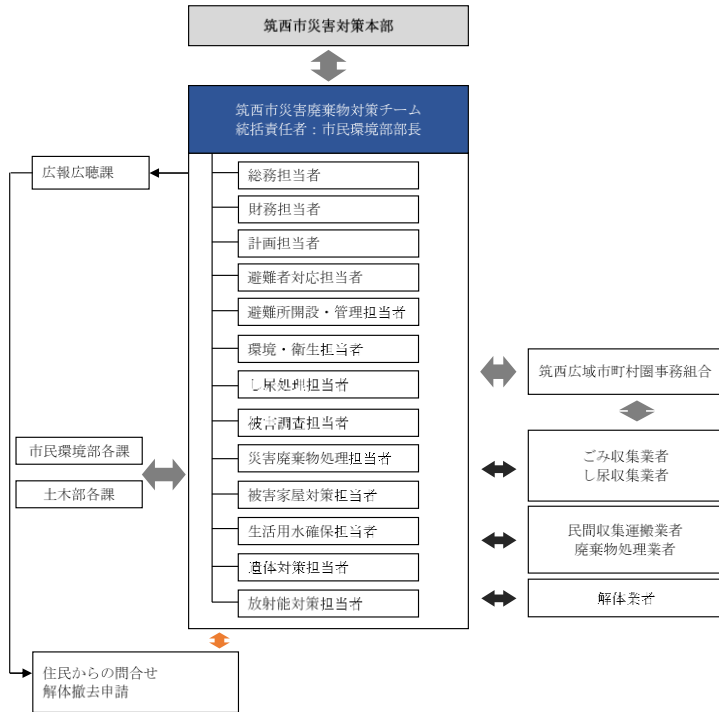
災害廃棄物は、被災現場で分別した上で仮置場へ搬入し、分別して集積・保管します。これらの災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行います。また、既存廃棄物処理施設において目標期間内で処理しきれない等の場合は、地域外での広域処理や民間処理施設での処理、二次仮置場において破碎、選別、焼却のための仮設施設における処理等を行います。



第2章 災害廃棄物処理のための体制等

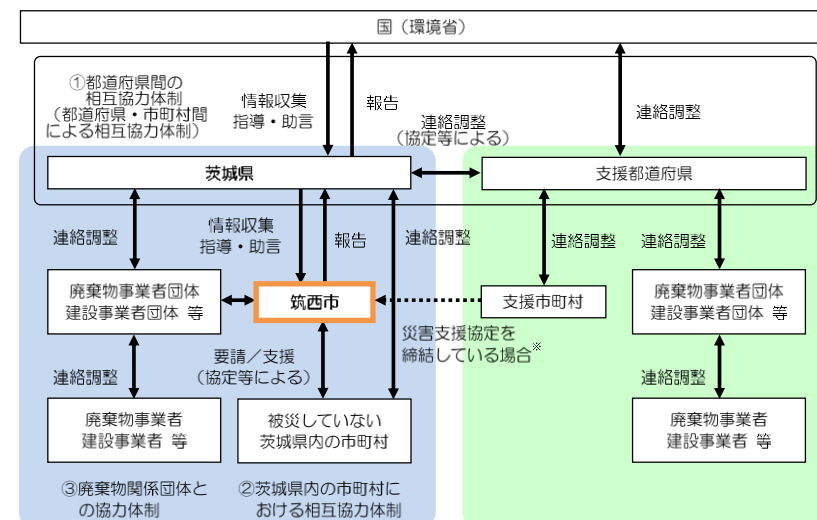
1. 組織体制

災害時は、筑西市災害対策本部を設置し、災害対応を行います。災害廃棄物処理は市民環境部のほか、関連する各部局が連携し、適正かつ迅速に対応します。



2. 協力・支援体制

筑西市が被災した場合は、茨城県に被害状況等を報告するとともに、被災規模に応じて指導・助言や事務委託等の依頼を検討します。他市町村や民間事業者団体に対しても、協定等に基づいた支援を要請します。また、D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）を活用し、国に人材派遣を要請します。



第3章 災害廃棄物の処理

1. 災害廃棄物の発生量

本計画の想定災害により発生する災害廃棄物発生量は、次のとおり推計されます。

【災害廃棄物発生量の推計】

種類	想定災害	被害状況		発生量
地震	地域防災計画での想定地震(M8)	全壊	17,377	2,033,109
		半壊	-	
	茨城・埼玉県境地震(M7.3)	全壊	79	44,512
		半壊	1,491	
水害	鬼怒川・田川放水路・小貝川・大谷川・五行川氾濫	床下浸水	1,536	36,453
		床上浸水	7,654	

2. 仮置場

仮置場は、災害廃棄物を集積、保管、処理するために一時的に設置される場所です。

なお、県内の処理施設を活用しても目標期間内に処理できない場合、又は一次仮置場で分別や作業スペースが不十分な場合は、二次仮置場を設置して、災害廃棄物の管理を行います。

区分	機能	
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、損壊家屋等から災害廃棄物を、一時的に集積する場所 処理(リユース・リサイクルを含む)前に、仮置場にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所 	
二次(大規模災害)仮置場	仮設処理施設用地	仮設の破碎・焼却施設等の設置及び処理作業等を行うための場所
	仮置場	一次仮置場で分別や作業スペースが不十分な場合に、再分別・保管しておく場所
	保管用地	<ul style="list-style-type: none"> 仮設処理施設の能力以上に搬入される災害廃棄物の保管場所 仮設処理施設から発生する処理残さの保管場所 需要不足により滞留する再資源化物の保管場所

【仮置場の必要面積】

想定する災害	地域防災計画での想定地震(M8)	茨城・埼玉県境地震(M7.3)	水害
仮置場必要面積	約 69.5ha	約 1.5ha	約 1ha

3. 生活ごみ・避難所ごみ・し尿

災害時の避難所では、調理ができないため、非常食を食べることになります。そのため、弁当がら等の食物残渣等衛生管理が必要となります。

なお、生活ごみ・避難所ごみ・し尿を迅速に収集するため、避難者数及び避難所の設置数・場所に基づき、収集ルートを決めます。

【避難者数及び生活ごみ・避難所ごみの発生量】

想定災害	避難者数(人)	発生原単位(t/人・日)	生活ごみ・避難所ごみの発生量(t/日)
茨城・埼玉県境地震(M7.3)	2,900	0.0007	2.03

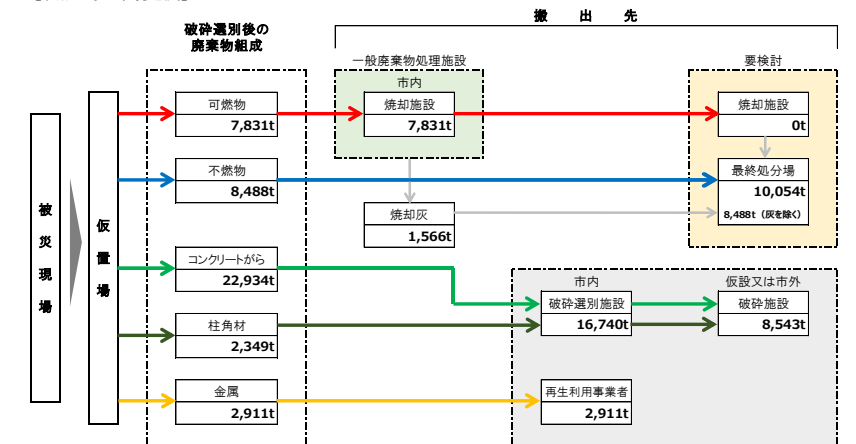
【し尿の発生量と仮設トイレの必要基数】

想定災害	項目	災害前(収集量)	災害時
茨城・埼玉県境地震(M7.3)	し尿発生量	11.6 kl/日	56 kl/日
	仮設トイレ必要基数	-	249基

4. 災害廃棄物処理フロー

災害廃棄物は発災時に混合状態で発生するが、回収時や一次仮置場、二次仮置場における破碎選別等により、可燃物、不燃物、柱材・角材、コンクリートがら、金属くず等に選別され、最終的に再生利用等によるリサイクル、焼却処理、埋立処分が行われます。また、市内の廃棄物処理施設の処理可能量が不足する場合は、広域処理や仮設焼却炉の設置等を検討します。

【茨城・埼玉県境地震】



問い合わせ先

筑西市市民環境部環境課

TEL : 0296-24-2111 FAX : 0296-24-2274